

# 大和市教育委員会 5 月定例会

日 時 平成 21 年 5 月 18 日

午前 10 時 00 分

場 所 大和市庁舎 5 階 委員会室

- 1 開 会
- 2 会 議 時 間 の 決 定
- 3 前 会 会 議 録 の 承 認
- 4 会 議 録 署 名 委 員 の 決 定
- 5 教 育 長 の 報 告
- 6 議 事

- 日程第 1 (議案第 45 号) 平成 21 年度大和市教育費補正予算案について
- 日程第 2 (議案第 46 号) 物品供給契約の締結について
- 日程第 3 (議案第 47 号) 大和市奨学生選考審査会からの答申及び奨学生の決定について
- 日程第 4 (議案第 48 号) 大和市学校給食共同調理場運営協議会委員の委嘱について
- 日程第 5 (議案第 49 号) 大和市社会教育委員の委嘱について
- 日程第 6 (議案第 50 号) 大和市スポーツ振興審議会委員の委嘱について
- 日程第 7 (議案第 51 号) 大和市教科用図書採択検討委員の委嘱について
- 日程第 8 (議案第 52 号) 大和市教科用図書採択検討委員会採択方針について
- 日程第 9 (議案第 53 号) 教科書採択についての請願

- 7 そ の 他
- 8 閉 会

議案第 45 号

平成 21 年度大和市教育費補正予算案について

平成 21 年度大和市教育費補正予算案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、審議願いたく提案する。

平成 21 年 5 月 18 日提出

大和市教育委員会  
教育長 山 根 英 昭

平成21年度6月補正予算(案)

歳出

| 款項目(事業名)          | 当初予算額   | 予算現額    | 補正額   | 補正後       | 備考   |
|-------------------|---------|---------|-------|-----------|--|
| 10-4 教育費-社会教育費    | 994,612 | 994,612 | 9,102 | 1,003,714 |  |
| 5 文化財保護費          | 39,623  | 39,623  | 9,102 | 48,725    |  |
| 15 文化財資料デジタル情報化事業 | 0       | 0       | 9,102 | 9,102     | 文化財記録フィルム退色劣化を防止し、利用者の利便性の向上を図るためにデジタルデータ化を行うとともに、文化財文献資料の書籍情報のデジタル目録を作成するための委託を行います。※緊急雇用創出事業対象事業 |

議案第 46 号

物品供給契約の締結について

物品供給契約の締結について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、審議願いたく提案する。

平成 21 年 5 月 18 日提出

大和市教育委員会  
教育長 山 根 英 昭

議案第 47 号

大和市奨学生選考審査会からの答申及び奨学生の決定について

大和市奨学生選考審査会からの答申及び奨学生の決定について、審議願いたく提案する。

平成 21 年 5 月 18 日提出

大和市教育委員会

教育長 山 根 英 昭

議案第48号

大和市学校給食共同調理場運営協議会委員の委嘱について

大和市学校給食共同調理場運営協議会委員の委嘱について、審議願いたく提案する。

平成21年5月18日提出

大和市教育委員会

教育長 山根英昭

議案第 49 号

大和市社会教育委員の委嘱について

大和市社会教育委員の委嘱について、審議願いたく提案する。

平成 21 年 5 月 18 日提出

大和市教育委員会  
教育長 山 根 英 昭

議案第 50 号

大和市スポーツ振興審議会委員の委嘱について

大和市スポーツ振興審議会委員の委嘱について、審議願いたく提案する。

平成 21 年 5 月 18 日提出

大和市教育委員会

教育長 山 根 英 昭



議案第 51 号

大和市教科用図書採択検討委員の委嘱について

大和市教科用図書採択検討委員の委嘱について、審議願いたく提案する。

平成 21 年 5 月 18 日提出

大和市教育委員会  
教育長 山根英昭

議案第 52 号

大和市教科用図書採択検討委員会方針について

大和市教科用図書採択検討委員会方針について、審議願いたく提案する。

平成 21 年 5 月 18 日提出

大和市教育委員会

教育長 山 根 英 昭

### 大和市教科用図書採択検討委員会方針（案）

平成22年度以降2カ年使用中学校教科用図書は、神奈川県教育委員会の採択方針に基づき、新たに検定に通過した歴史教科書においては、大和市教科用図書採択検討委員会が設置する調査研究員の報告を資料とし、他教科においては、平成17年度の大和市教科用図書採択検討委員会が報告した資料等を参考にして、教科用図書の採択に必要な資料をまとめ、大和市教育委員会に報告する。

議案第 53 号

教科書採択についての請願書

教科書採択についての請願書について、大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 16 号の規定により、審議願いたく提案する。

平成 21 年 5 月 18 日提出

大和市教育委員会  
教育長 山 根 英 昭

大和市教育委員会

平成21年4月23日

委員長 田村 繁 殿

教科書採択についての請願



大和市の教育を考える会

代表

電話

1. 請願事項

- (1) 教科書採択にあたっては、教育委員各位の権限と責任において採択していただきたい。
- (2) 今年度の中学校用教科書の採択にあたっては、新しく定められた教育基本法及び学習指導要領の趣旨に照らして、最もふさわしい教科書を採択していただきたい。

2. 請願の理由

- (1) 教科書採択の在り方については、平成2年3月20日付け文初教第116号「教科書採択の在り方の改善について(通知)」及び平成14年8月30日付け文科初第683号「教科書制度の改善について(通知)」等により改善の方向性が示されており、「教科書採択は、各採択権者の権限と責任のもと、適切な手続きにより行われるべきもの」とであると述べられています。

このような方針を受けて貴教育委員会としても、いわゆる「学校票」の廃止や採択検討委員会等による採択候補教科書の絞込みを止めるなど改善に取り組んでこられました。

その結果、採択検討委員会等の答申を参考にしながらも、教育委員会の審議において、教科ごとに個々の教科書の記述内容にまで踏み込んだ審議が行われつつあることに敬意を表するものであります。

これを確かなものとし、各教育委員の自主的な判断により、実質的に「採択権者の権限と責任のもと」に採択されるためには、教育委員自らが教科書に目を通していただくことが不可欠であります。

一方において、全ての教科書にくまなく目を通すことは不可能ではないかとの意見があり、現実問題としては各教育委員の判断と対応に委ねるしかありません。

[教育委員会制度の趣旨]

教育委員会制度の趣旨は、教育の専門家ではない教育委員の合議により意思決定されるいわゆる「レイマンコントロール」にあると言われております。

すなわち、専門家ばかりによる意思決定は偏った方向へいく恐れがあり、むしろ専門家でない教育委員による意思決定のほうがより良い決定ができるという考え方です。

### [教育の目的]

新教育基本法第1条に、教育の目的は国家形成者としての必要な資質を備えた国民の育成を期して行われなければならないと定めています。

このことから、教育には個人の能力を高めるという側面と日本の歴史や伝統文化を継承するという側面があります。

個人の能力を高めても日本の歴史や伝統・文化が継承されなければ日本国民を育成したことにはなりません。

日本の歴史や伝統・文化の継承に関連の深い教科は、教育の専門家よりも市民の良識の代表である教育委員の常識的な判断のほうが、偏りのないより良い判断ができるものと考えられます。

すなわち、教科書の調査研究にあたっては、日本の歴史や伝統・文化の継承に関連の深い国語や社会（生活、社会、歴史、公民、地理、家庭）については、是非とも教育委員に目を通していただきたい教科であります。

### (2) 次に、教科書を採択する場合、何を判断基準にして採択するのかということが問題です。

これについて基本的には、学習指導要領の「目標」や「内容」に照らして、最も適合している教科書を採択するべきであると考えます。

検定に合格した教科書は、いずれも一定の基準を満たしてはいますが、優劣がないということではありません。入学試験に合格した生徒の学力が同じでなく優劣があるのと同様です。

各教科の目標は、学習指導要領の「目標」を達成することにありますので、記述内容が学習指導要領の「目標」「内容」に照らして最も適合していると判断される教科書を採択するべきであります。

このような観点から、平成14年の文部科学省通知で「学習指導要領の内容等のどの部分を重視しているかなど、各採択権者においてより参考になるように」ということが示されたことは一歩前進と受け止めております。

昨年3月28日に告示された次期学習指導要領は、中学校が平成24年に全面実施される予定です。

本年度の中学校教科書採択では新たに検定に合格した教科書が1種しかなく、しかも向こう2年間のみ使用するという変則的な採択となるため、選定資料等も平成17年度のもの踏襲し、同年に採択した教科書を継続採択することが想定されます。

一方、文部科学省は新学習指導要領への移行措置として、一部を平成21年度から先行実施し、必要な補助教材等も準備することになりました。

これは、新学習指導要領の一刻も早い実施を強く望む国民の声に応えたものであります。

新教育基本法がすでに施行されていることを踏まえれば、今年度の教科書採択にあっても、単純に継続するのではなく「伝統と文化の尊重」「わが国と郷土を愛する態度を養う」「豊かな情操と道徳心を培う」など教育基本法や学習指導要領の改正の趣旨に照らして、最もふさわしい教科書を採択するように求めるものです。

以上